

# 株式会社徳島銀行を認定！

徳島県内  
第41号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第41号として、株式会社徳島銀行を平成27年3月6日付けで認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年3月17日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社徳島銀行の板東取締役常務執行役員（右）



次世代認定マーク「くるみん」

## 株式会社徳島銀行の取組の概要

### 1 行動計画の期間

平成22年4月1日～平成27年2月28日までの4年11か月

### 2 行動計画の目標

- ① 当行の育児休業制度や両立支援の取組を従業員に周知する。
- ② 所定外労働の削減を徹底する。
- ③ 年次有給休暇取得の促進を図る。
- ④ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供や、子どもに対する金融教育の機会を提供する。

### 3 取組結果

- ① 平成22年6月、育児・介護休業法の改正に伴う就業規則の改定について行内LANで周知を図った。また、平成25年10月に「とくぎんeラーニング自宅学習システム」を新たに導入し、育児休業中の社員の自己啓発や自宅就業規則等の閲覧が可能となる環境を整備した。
- ② 「全行一斉定時退行励行週間」について、新たに従業員組合と協同で周知を行うことにより、実施の徹底を図った。
- ③ 平成24年4月に「リフレッシュ休暇制度」を導入した。
- ④ インターンシップの受入人数や受入を行う大学を拡大した。また、平成26年1月、公立中学校での金融教育の機会「ふれあい授業」を新たに設け実施した。

### 4 その他の先進的取組

- ① 育児休業をした期間について、勤続年数の算定に当たっては、休業期間は勤続年数に算入するものとしている。